



産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 東京都中央区日本橋浜町一丁目 10 番 9 - 801 号
名称 合同会社葵組

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 14 条の 3 の 2 第 1 項に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。

3 処分年月日

令和 7 年 5 月 1 日

4 処分理由

合同会社葵組の役員が代表取締役を務める株式会社サンソーは、令和 4 年 11 月 12 日、法第 16 条の投棄禁止の規定に違反する行為をしたことから、法第 25 条第 1 項第 14 号及び同条第 2 項に規定する不法投棄及び不法投棄未遂を行った者に該当するため、令和 6 年 4 月 26 日、千葉県知事は産業廃棄物処理業の許可取消処分に係る聴聞の通知を発出した。

株式会社サンソーは、令和 7 年 1 月 24 日、千葉県知事に対し事業廃止の届出を行った。これにより同社は法第 7 条第 5 項第 4 号へに該当することとなった。

合同会社葵組の当該役員は、上記の株式会社サンソーに対する聴聞通知の日前 60 日以内に同社の役員であった者であり、当該届出の日から 5 年を経過していないため、法第 7 条第 5 項第 4 号トの欠格要件に該当するに至った。

このことから、合同会社葵組は、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至ったため、同社の産業廃棄物収集運搬業許可を取り消すものである。